

※一五八(遺産の分割)九〇六―九〇七

### 共有に関する債権の弁済

第二五九条① 共有者の一人が他の共有者に対して共有に関する債権を有するときは、分割に際し、債権者に帰属すべき共有物の部分をもって、その弁済に充てることができる。

② 債権者は、前項の弁済を受けるため債権者に帰属すべき共有物の部分を売却し、売却金を請求することができる。  
※一五三、二二二

### 共有

第二六〇条(共有) 共有者は、前項の弁済を受けるため債権者に帰属すべき共有物の部分を売却し、売却金を請求することができる。  
※一五三、二二二

## 重要改正 民法改正 (所有者不明土地関係) に対応

平成29年以降の民法改正(債権法・成年年齢・相続法・特別養子・所有者不明土地)の旧規定も併記!!



★改正前後の条数対応がわかる  
条数対照表は  
本文の565頁と  
別添カードで

協議が調わないときは、裁判所が、これを指定する。  
④ 証書の保存者は、他の分割者の請求に応じて、その証書を使用させなければならない。  
※④ 証書保存者の指定(非訟八六) ⑤ 訴訟における文書提出義務(民訴二〇)

### 所在等不明共有者の持分の取得

第二六二条(二) 不動産が数人の共有に属する場合において、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、請求により、その共有者に、当該他の共有者に代わって、所在等不明共有者として、その持分を認渡し、その共有者の持分を当該特定の者に譲渡する権限を付与することができる。  
※二六二条(三) 取得の裁判(非訟八七) ② 遺産の分割(九〇六―九〇七) ③ 相続(非訟八九六)

### 所在等不明共有者の持分の譲渡

第二六二条(三) 不動産が数人の共有に属する場合において、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、その共有者に、当該他の共有者(以下この条において、所在等不明共有者)という以外の共有者の全員が特定の者に対してその有する持分の全部を譲渡することを停止条件として所在等不明共有者の持分を当該特定の者に譲渡する権限を付与する旨の裁判をすることができる。  
② 所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合(共同相続人間で遺産の分割をすべき場合に限る)において、相続開始の時から十年を経過していないときは、裁判所は、前項の裁判をすることができない。  
③ 第一項の裁判により付与された権限に基づき共有者が所在等不明共有者として持分を譲渡したときは、所在等不明共有者は、当該譲渡をした共有者に対して、不動産の時価相当額を所在等不明共有者の持分に応じて按分して得た額の支払を請求することができる。  
④ 前三項の規定は、不動産の使用又は収益をする権利(所有権を除く)が数人の共有に属する場合について準用する。  
(令和三法二四本条追加)  
※一六二(二) 譲渡権限付与の裁判(非訟八八) ② 相続財産(八九六)

### 共有の性質を有する入会権

第二六三条 共有の性質を有する入会権については、各(令和三法二四(令和五・四・二七)までに施行)により第二六二条の三追加  
※一六二(二) 譲渡権限付与の裁判(非訟八八) ② 相続財産(八九六)

### 地方の慣習に従うほか、この節の規定を適用する。

### 第二六四条(準共有)

第二六四条(一) 裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地、土地が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地の共有持分について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、必要があるとき、土地は共有持分を対象として、所有者不明土地管理人(第四項に規定する所有者不明土地管理人をいう。以下同じ。)による管理を命ずる処分(以下「所有者不明土地管理命令」という。)をすることができる。

### 第四節 所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令(令和五・四・二七までに施行)により第四節(第二六四条の二―第二六四条の七)を追加

※一六四(一) 別段の定め(二八二、二八四、二九二、二九九の四、四二七、五四四、六七〇、六七六、会社一〇六、六〇八、六八六、特普三三三、三八七、三七七、九四四、著作六四六、五、一七一)

### 第二六四条の二(裁判所)

第二六四条の二 裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地、土地が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地の共有持分について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、必要があるとき、土地は共有持分を対象として、所有者不明土地管理人(第四項に規定する所有者不明土地管理人をいう。以下同じ。)による管理を命ずる処分(以下「所有者不明土地管理命令」という。)をすることができる。

### 第二六四条の三(裁判所)

第二六四条の三 裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地、土地が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地の共有持分について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、必要があるとき、土地は共有持分を対象として、所有者不明土地管理人(第四項に規定する所有者不明土地管理人をいう。以下同じ。)による管理を命ずる処分(以下「所有者不明土地管理命令」という。)をすることができる。

\*令和三法二四(令和五・四・二七)までに施行)により第二六二条の二追加

※一六二(三) 取得の裁判(非訟八七) ② 遺産の分割(九〇六―九〇七) ③ 相続(非訟八九六)

### 所在等不明共有者の持分の譲渡

第二六二条(三) 不動産が数人の共有に属する場合において、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、その共有者に、当該他の共有者(以下この条において、所在等不明共有者)という以外の共有者の全員が特定の者に対してその有する持分の全部を譲渡することを停止条件として所在等不明共有者の持分を当該特定の者に譲渡する権限を付与する旨の裁判をすることができる。  
② 所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合(共同相続人間で遺産の分割をすべき場合に限る)において、相続開始の時から十年を経過していないときは、裁判所は、前項の裁判をすることができない。  
③ 第一項の裁判により付与された権限に基づき共有者が所在等不明共有者として持分を譲渡したときは、所在等不明共有者は、当該譲渡をした共有者に対して、不動産の時価相当額を所在等不明共有者の持分に応じて按分して得た額の支払を請求することができる。  
④ 前三項の規定は、不動産の使用又は収益をする権利(所有権を除く)が数人の共有に属する場合について準用する。  
(令和三法二四本条追加)  
※一六二(二) 譲渡権限付与の裁判(非訟八八) ② 相続財産(八九六)

### 共有の性質を有する入会権

第二六三条 共有の性質を有する入会権については、各(令和三法二四(令和五・四・二七)までに施行)により第二六二条の三追加  
※一六二(二) 譲渡権限付与の裁判(非訟八八) ② 相続財産(八九六)

### 所有者不明土地等に関する訴えの取扱い

第二六四条の四 所有者不明土地管理命令が発せられた場合には、所有者不明土地等に関する訴えについては、所有者不明土地管理人を原告又は被告とする。  
※一六四(一) 別段の定め(二八二、二八四、二九二、二九九の四、四二七、五四四、六七〇、六七六、会社一〇六、六〇八、六八六、特普三三三、三八七、三七七、九四四、著作六四六、五、一七一)

### 所有者不明土地管理人の義務

第二六四条の五 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地等(以下「土地」という。)の共有持分を有する者を含む)のために、善良な管理者の注意をもって、その権限を行使しなければならない。  
② 数人の共有持分を対象として所有者不明土地管理命令が発せられたときは、所有者不明土地管理人は、当該所有者不明土地管理命令の対象とされた共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその権限を行使しなければならない。  
※一六四(一) 別段の定め(二八二、二八四、二九二、二九九の四、四二七、五四四、六七〇、六七六、会社一〇六、六〇八、六八六、特普三三三、三八七、三七七、九四四、著作六四六、五、一七一)

### 所有者不明土地管理人の解任及び辞任

第二六四条の六 所有者不明土地管理人がその任務に違反して所有者不明土地等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、所有者不明土地管理人を解任することができる。  
② 所有者不明土地管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。  
※一六四(一) 別段の定め(二八二、二八四、二九二、二九九の四、四二七、五四四、六七〇、六七六、会社一〇六、六〇八、六八六、特普三三三、三八七、三七七、九四四、著作六四六、五、一七一)

### 所有者不明土地管理人の報酬等

第二六四条の七 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。  
② 所有者不明土地管理人による所有者不明土地等の管理に必要な費用及び報酬は、所有者不明土地等の所有者(その共有持分を有する者を含む)の負担とする。  
※一六四(一) 別段の定め(二八二、二八四、二九二、二九九の四、四二七、五四四、六七〇、六七六、会社一〇六、六〇八、六八六、特普三三三、三八七、三七七、九四四、著作六四六、五、一七一)